旧吉原小学校・旧実穀小学校個別施設計画

令和３年３月

阿見町

第１章　計画の概要

1-1．計画策定の背景

全国の自治体では、過去に建設された公共施設等がこれから大量に大規模改修や建て替えの時期を迎えることが懸念され、人口減少により公共施設等の需要が変化することが想定されています。そこで、総務大臣より各自治体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組むよう、通知が発出されました。

阿見町においても、1970 年代から 1980 年代における急激な人口増加に伴い、公共施設の建設、道路や上下水道などのインフラ整備が行われ、今後、建物の大規模改修や建て替え、舗装や配水管等の更新が必要となってくることが予測されます。

これらの課題を解決するためには、町の公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図らなくてはなりません。そこで、町の公共施設等の計画的な管理及び最適な配置に関する基本的な方針を定めるため、平成 29 年 3 月に「阿見町公共施設等総合管理計画」が策定されました。

公共施設等総合管理計画においては、計画の実効性を高めるため、順次、「個別施設計画」を策定するものとされています。

1-2．対象施設

本計画では「旧吉原小学校」、「旧実穀小学校」の建物を対象とします。

1-3．計画期間

上位計画である公共施設等総合管理計画の計画期間は、大規模改修や更新のサイクルとなる「４０年間」を見通した基本方針であり、「１０年ごと」に見直しを行うとされています。

個別施設計画は、建物の長寿命化及び大規模改修を見据えた具体的かつ中長期的な計画とするため、計画期間を「１０年」とし、５年ごとに見直しを行います。

1-4．計画の構成

本計画は、本編（対策の優先順位の考え方等）と別紙「中長期保全計画」（対策内容・時期・費用等）の２部により構成します。

1-5．計画の位置づけ

町では、まちづくりの方向を示す町の最上位計画として第 6 次総合計画を平成 26 年 3 月に策定しています。さらに、第 6 次総合計画で定められた施策を実施するための具体的な事業を位置付ける「3 か年実施計画」を策定しており、ローリング方式で毎年度見直しを行っています。この 3 か年実施計画は予算編成の指針としての役割も有しており、各公共施設・インフラ等に関する個別の修繕に関する計画についても、中長期保全計画を基本として 3 か年実施計画の検討の中で調整を行います。

また、町では、社会情勢の変化や地方分権の推進、町民ニーズの高度化・多様化等に対応し、持続可能な行政運営を実現するため、行政改革を継続して取り組んでいく基本方針として「行政改革大綱」を制定しています。行政改革大綱に示された基本方針・推進施策に基づく具体的な実施項目は「行政改革大綱実施計画」として整理しており、その一つの項目として「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進」を行うものとしています。

1-6．進行管理

①3 か年実施計画要求

・担当課は中長期保全計画に基づき、後述の優先項目を勘案した上で、今後 3 年間で実施する修繕内容について 3 か年実施計画への要求を行います。

・企画担当課は、3 か年実施計画の全体の中の優先順位から、必要に応じて営繕担当課と協議の上、実施する修繕内容について精査します。3 か年実施計画は、町政の基本方策を審議策定する庁議において決定します。

・3 か年実施計画の決定後、担当課及び営繕担当課は中長期保全計画の修正・更新を行い、3 か年実施計画と中長期保全計画との整合を図ります。

②修繕の実施

・3 か年実施計画および当該年度の予算に基づき、担当課は工事に関する発注や契約の事務を行い、修繕を実施します。必要に応じて営繕担当課に支援を仰ぎ、工事の施工管理を行います。

③修繕内容の記録、評価

・竣工後は、竣工検査を行い、施工内容について評価を行います。

・修繕の内容は施設管理台帳に記録し、個別施設計画の見直しの際に反映させます。

第２章　施設の概要

2-1．施設設置の背景と目的

旧吉原小学校・旧実穀小学校は、学校教育法に基づき、児童に初等普通教育を施すことを目的に設置されました。

・根 拠 法：学校教育法第 29 条
・根拠条例：阿見町立学校設置条例（昭和 48 年 12 月 21 日条例第 19 号）

2-2．施設の役割と利用状況

旧吉原小学校・旧実穀小学校は、町立小学校としての役割を担っておりましたが、平成 29 年度末で閉校を迎えました。

2-3．建物の概要

旧吉原小学校

建物名	旧吉原小学校（旧校舎）
建築年	1972 年（昭和 47 年）
築年数（2020 年 3 月時点）	48 年
構造	RC
耐震補強	実施済
延床面積（㎡）	943㎡
整備費用	59,917 千円（財源：文部科学省　公立文教施設費国庫補助金　5,824 千円）

建物名	旧吉原小学校（増築棟校舎）
建築年	1982 年（昭和 57 年）
築年数（2020 年 3 月時点）	38 年
構造	RC
耐震補強	不要
延床面積（㎡）	1,262 ㎡
整備費用	190,851 千円（財源：文部科学省　公立学校施設整備費補助金　81,189 千円）

旧実穀小学校

建物名	旧実穀小学校(旧校舎)
建築年	1978 年(昭和 53 年)
築年数(2020 年 3 月時点)	42 年
構造	RC
耐震補強	実施済
延床面積(㎡)	1,981 ㎡
整備費用	242,448 千円(財源:防衛省　防衛施設周辺防音事業補助金　116,735 千円、文部科学省　公立学校施設整備費補助金　25,871 千円)

建物名	旧実穀小学校(増築棟校舎)
建築年	1984 年(昭和 59 年)
築年数(2020 年 3 月時点)	36 年
構造	RC
耐震補強	不要
延床面積(㎡)	1,151 ㎡
整備費用	203,052 千円(財源:防衛省　防衛施設周辺防音事業補助金　26,869 千円、文部科学省　公立学校施設整備費補助金　79,240 千円)

第３章　個別施設の状態等

3-1．施設管理台帳の整備

大規模修繕等の履歴について、施設管理台帳として記録します。令和 2 年度時点における大規模修繕履歴等は下表の通り把握しています。

3-1-1．旧吉原小学校の大規模修繕履歴

工事種別	最新実施年	内容
建築 構造	旧校舎:1972(S47) 増築棟校舎:1982(S57)	2014 年:旧校舎耐震補強
建築 外部	旧校舎:1972(S47) 増築棟校舎:2021(R03)	2007 年:校舎外壁補修
		2021 年:旧吉原小学校改修工事(交流ｾﾝﾀｰ用途へ改修)
電気 受変電	新旧校舎:2021(R03)	2008 年:電気工作物改修
		2012 年:高圧引込支柱交換
		2021 年:旧吉原小学校改修工事(交流ｾﾝﾀｰ用途へ改修)
電気 電力	旧校舎:1972(S47) 増築棟校舎:2021(R03)	2008 年:電気配線修繕
		2021 年:旧吉原小学校改修工事(交流ｾﾝﾀｰ用途へ改修)
機械 給排水設備	旧校舎:1972(S47) 増築棟校舎:2021(R03)	1994 年:給水管改修
		2013 年:揚水ポンプ交換工事
		2021 年:旧吉原小学校改修工事(交流ｾﾝﾀｰ用途へ改修)

※修繕内容が部分的なものは最新実施年には反映していない

3-1-2．旧実穀小学校の大規模修繕履歴

工事種別	最新実施年	内容
建築 構造	旧校舎:1978(S53) 増築棟校舎:1984(S59)	2014 年:旧校舎耐震補強
		1984 年:旧校舎防音改築
建築 外部	旧校舎:1978(S53) 増築棟校舎:1984(S59)	2007 年:校舎外壁補修
建築 内部仕上	旧校舎:1978(S53) 増築棟校舎:1984(S59)	2010 年:校舎廊下階段床改修
電気 受変電	新旧校舎:1978(S53)	1990 年:キュービクル改修
電気 電力	旧校舎:1978(S53) 増築棟校舎:1984(S59)	2009 年:分電盤改修及び照明器具交換工事
機械 空調設備	旧校舎:1978(S53) 増築棟校舎:1984(S59)	1984 年:旧校舎換気温度保持設備工事
機械 給排水設備	旧校舎:1978(S53) 増築棟校舎:1984(S59)	2006 年:旧校舎給水配管工事
機械 衛生設備	旧校舎:1978(S53) 増築棟校舎:1984(S59)	2015 年:トイレ器具改修

※修繕内容が部分的なものは最新実施年には反映していない。

3-2．点検・診断の方針

法定点検に加え、各項目の点検を１年に一度行い、各部の機能や劣化・損耗の状態をあらかじめ調査し、不良個所の早期発見を図ります。不良箇所が発見された部分については、修繕の必要性について検討し、中長期保全計画の中で実施時期を整理します。また、詳細な診断が必要と認められる部分については、専門家による診断を実施します。

3-3．旧吉原小学校の点検結果

3-3-1．建築

（点検実施年月日：令和２年７月 13 日）

部位	点検項目	判定	
		良	不良
屋上･屋根	陸屋根の屋上に水の溜まる場所は無いか	☐	☑
	陸屋根の屋上防水にはがれや亀裂は無いか	☑	☐
	ルーフドレンの廻りにごみや落ち葉等が溜まっていないか	☐	☑
	笠木等のモルタルやタイルがはがれそうになっていないか	☐	☑
	雑草が生えていないか	☐	☑
	軒樋や縦樋が詰まったり、破損していないか	☐	☑
外　壁	外壁にひび割れ、はがれはないか	☐	☑
	窓枠、格子、タラップ等の金物取付に異常は無いか	☑	☐
内装一般	内装材(床･壁･天井)のはがれや割れは無いか	☐	☑
	天井や壁にしみは等が無いか	☐	☑
	壁にむやみに物を取り付けていないか	☑	☐
	壁に亀裂が無いか	☐	☑
建　具	建具まわりに、シミは無いか	☐	☑
	窓の開閉がしにくくないか	☐	☑
	建具金物(ﾄﾞｱﾉﾌﾞ･丁番･戸車等)が壊れていないか	☐	☑
	開閉時に不快な音がしたり、通常に比べて扉の開閉が重くないか	☐	☑
水 回 り	配管から水漏れ箇所は無いか	☑	☐
	床が濡れたままになっていないか	☑	☐
外　構	建物の周囲に陥没やひどい舗装のひび割れは無いか	☐	☑
	塀や擁壁等で大きいひび割れ、膨らみ･傾きは無いか	☐	☑
	排水溝の水の流れが悪いところは無いか	☐	☑
	門やフェンスに破損や錆びているところは無いか	☐	☑
	植栽が伸びていて視界を遮っているところは無いか	☐	☑

３-３-２．電気設備

部位	点検項目	判定	
		良	不良
受変電設備	受変電設備の扉やフェンスは施錠されているか	☑	☐
	受変電室やフェンス内に物を置いていないか	☑	☐
	受電設備に錆が発生していないか	☑	☐
	高圧ケーブルに樹木等が接触していないか	☑	☐
分電盤備備	分電盤の扉は施錠されているか	☑	☐
	異音や異臭はしていないか	☑	☐
	分電盤前に物を置いていないか	☑	☐
コンセント設備	コードを束ねたままで利用したり、キャビネットの下やドア等で挟んでいないか	☑	☐
	コンセントにさされたままのプラグが緩んでグラグラしたり、熱くなっていないか	☑	☐
	長期間、差し込んだままのプラグは無いか	☑	☐
	コンセントやテーブルタップ(延長コード)がたこ足配線になっていないか。また、電気容量を守っているか	☑	☐
	コンセントやテーブルタップ(延長コード)がたこ足配線になっていないか。また、電気容量を守っているか	☑	☐
	アースが必要な機器にはアースが接続されているか	☑	☐
屋外電気設備	機器が破損して雨水が侵入したり、腐食していないか	☐	☑
	屋外灯の点灯時間や消灯時間がずれていないか	☐	☑
放送設備	各室のスピーカーから音が聞こえなくなっていないか	☑	☐

3-3-3. 機械設備

部位	点検項目	判定	
		良	不良
給排水設備	受水槽や高架水槽の点検口(マンホール)は施錠されているか。また、水槽本体に亀裂やへこみは無いか	☐	☑
	受水槽や高架水槽のオーバーフロー管、通気管の防虫網は破られていないか	☑	☐
	揚水ポンプ本体から異音や振動等が無いか	☑	☐
	水道の使用水量が、いつもより多くなっていないか	☑	☐
	蛇口から赤水(茶褐色に濁った水)は出ていないか	☐	☑
	給水配管等の保温材は破損していないか	☐	☑
	排水口から悪臭がしていないか	☑	☐
ガス設備	ゴム管が硬化したり、ひび割れをおこしていないか	☑	☐
	ガスを使うときに、換気をしているか	☑	☐
空調設備	冷媒配管を等の保温材は破損していないか	☐	☑
	吹出口や吸込口の前に物が置かれていたり、ほこり等が付着していないか	☐	☑

3-3-4. 防災設備

部位	点検項目	判定	
		良	不良
自動火災報知設備	受信機の「スイッチ注意」のランプが点滅していないか	☑	☐
	受信機の「交流電源」又は「主電源」のランプが消えていないか	☑	☐
非常照明誘導灯設備	点検スイッチ(ひも)を引いてランプが点灯するか(点検スイッチのある機器のみ)	☑	☐
	緑のランプが消灯していないか。また、赤色のランプが点灯していないか(モニターランプのある機器のみ)	☑	☐
消火器設備	消火器は決められた場所に設置されているか	☑	☐
	消火器の使用方法を知っているか	☑	☐
屋内消火栓設備	消火栓の前に物を置いていないか。ホースやノズルが備え付けられているか	☑	☐
排煙設備	オペレータや排煙口の前に物を置いていないか	☑	☐

3-4．旧実穀小学校の点検結果

3-4-1．建築

（点検実施年月日：令和２年８月３日）

部位	点検項目	判定	
		良	不良
屋上・屋根	陸屋根の屋上に水の溜まる場所は無いか	☐	☑
	陸屋根の屋上防水にはがれや亀裂は無いか	☐	☑
	ルーフドレンの廻りにごみや落ち葉等が溜まっていないか	☐	☑
	笠木等のモルタルやタイルがはがれそうになっていないか	☐	☑
	雑草が生えていないか	☐	☑
	軒樋や縦樋が詰まったり、破損していないか	☐	☑
外　壁	外壁にひび割れ、はがれはないか	☐	☑
	窓枠、格子、タラップ等の金物取付に異常は無いか	☐	☑
内装一般	内装材(床・壁・天井)のはがれや割れは無いか	☐	☑
	天井や壁にしみは等が無いか	☐	☑
	壁にむやみに物を取り付けていないか	☑	☐
	壁に亀裂が無いか	☐	☑
建　具	建具まわりに、シミは無いか	☑	☐
	窓の開閉がしにくくないか	☐	☑
	建具金物(ﾄﾞｱﾉﾌﾞ・丁番・戸車等)が壊れていないか	☐	☑
	開閉時に不快な音がしたり、通常に比べて扉の開閉が重くないか	☑	☐
水 回 り	配管から水漏れ箇所は無いか	☐	☑
	床が濡れたままになっていないか	☑	☐
外　構	建物の周囲に陥没やひどい舗装のひび割れは無いか	☑	☐
	塀や擁壁等で大きいひび割れ、膨らみ・傾きは無いか	☑	☐
	排水溝の水の流れが悪いところは無いか	☐	☑
	門やフェンスに破損や錆びているところは無いか	☐	☑
	植栽が伸びていて視界を遮っているところは無いか	☐	☑

3-4-2．電気設備

部位	点検項目	判定	
		良	不良
受変電設備	受変電設備の扉やフェンスは施錠されているか	☑	☐
	受変電室やフェンス内に物を置いていないか	☑	☐
	受電設備に錆が発生していないか	☑	☐
	高圧ケーブルに樹木等が接触していないか	☑	☐
分電盤備備	分電盤の扉は施錠されているか	☑	☐
	異音や異臭はしていないか	☑	☐
	分電盤前に物を置いていないか	☑	☐
コンセント設備	コードを束ねたままで利用したり、キャビネットの下やドア等で挟んでいないか	☑	☐
	コンセントにさされたままのプラグが緩んでグラグラしたり、熱くなっていないか	☑	☐
	長期間、差し込んだままのプラグは無いか	☑	☐
	コンセントやテーブルタップ(延長コード)がたこ足配線になっていないか。また、電気容量を守っているか	☑	☐
	コンセントやテーブルタップ(延長コード)がたこ足配線になっていないか。また、電気容量を守っているか	☑	☐
	アースが必要な機器にはアースが接続されているか	☑	☐
屋外電気設備	機器が破損して雨水が侵入したり、腐食していないか	☑	☐
放送設備	各室のスピーカーから音が聞こえなくなっていないか	☑	☐

3-4-3．機械設備

部位	点検項目	判定	
		良	不良
給排水設備	受水槽や高架水槽の点検口(マンホール)は施錠されているか。また、水槽本体に亀裂やへこみは無いか	☐	☑
	受水槽や高架水槽のオーバーフロー管、通気管の防虫網は破られていないか	☑	☐
	受水槽や高架水槽は、定期的に内部の清掃及び水質検査をしているか	☑	☐
	揚水ポンプ本体から異音や振動等が無いか	☑	☐
	水道の使用水量が、いつもより多くなっていないか	☐	☑
	蛇口から赤水(茶褐色に濁った水)は出ていないか	☐	☑
	給水配管等の保温材は破損していないか	☐	☑
	排水口から悪臭がしていないか	☑	☐
ガス設備	ゴム管が硬化したり、ひび割れをおこしていないか	☑	☐
	ガスを使うときに、換気をしているか	☑	☐
空調設備	冷媒配管を等の保温材は破損していないか	☐	☑
	吹出口や吸込口の前に物が置かれていたり、ほこり等が付着していないか	☐	☑

3-4-4．防災設備

部位	点検項目	判定	
		良	不良
自動火災報知設備	受信機の「スイッチ注意」のランプが点滅していないか	☐	☑
	受信機の「交流電源」又は「主電源」のランプが消えていないか	☐	☑
非常照明誘導灯設備	点検スイッチ（ひも）を引いてランプが点灯するか(点検スイッチのある機器のみ)	☑	☐
	緑のランプが消灯していないか。また、赤色のランプが点灯していないか(モニターランプのある機器のみ)	☑	☐
消火器設備	消火器は決められた場所に設置されているか	☑	☐
	消火器の使用方法を知っているか	☑	☐
屋内消火栓設備	消火栓の前に物を置いていないか。ホースやノズルが備え付けられているか	☑	☐

第４章　管理の方針

公共施設等総合管理計画では、「平成 29 年度以降の 30 年以内に、町の公共施設の延床面積を平成 26 年度末時点から 20%削減し、面積の適正化を進める」とされています。旧吉原小学校・旧実穀小学校については、「学校再編の進捗に応じて、町民を含めた意見交換を行いながら、その後の在り方について検討」とされており、今後の個別施設計画見直しにおいては社会情勢や利用実態に合わせて施設の在り方についても見直しを図ります。

中長期保全計画の作成においては各設備等の耐用年数及び修繕履歴に基づき実施時期を検討することになりますが、限られた財源の中ですべての修繕を行うことは困難であるため、他施設の修繕事業と合わせて実施年度の調整が必要となります。その判断基準として、目標使用年数や施設の特性、利用実態などを踏まえて、対策の優先順位を設定するものとします。

４-１．阿見町公共施設等総合管理計画における基本的な方針

阿見町公共施設等総合管理計画では、旧吉原小学校・旧実穀小学校の基本的な方針として下記のようにまとめています。

> ➢ 学校再編の進捗に応じて、町民を含めた意見交換を行いながら、その後の在り方について検討を行います。

４-２．施設の方針

旧吉原小学校・旧実穀小学校ともに、増築棟校舎については、地区公民館として整備を図ってまいります。吉原地区公民館は 2021 年度、実穀地区公民館は 2023 年度供用開始予定となっております。

旧校舎については、積極的に情報発信を行い、広く民間活用の可能性を探ってまいります。

４-３．使用目標年数

鉄筋コンクリート構造の建築物の耐用年数は一般的に 60 年であり、旧吉原小学校の増築棟校舎が 2042 年まで、旧校舎が 2032 年まで、旧実穀小学校の増築棟校舎が 2044 年まで、旧校舎が 2038 年までとなります。

増築棟校舎については、公民館改修工事と合わせて長寿命化改修工事を行うことにより、80 年間使用することが可能となります。

改修工事後、年次計画に沿った修繕を実施していけば、旧吉原小学校は 2062 年まで、旧実穀小学校は 2064 年まで使用することが可能であり、公民館としての供用開始年度から、概ね 41 年間が使用可能期間と考えられます。

4-4．対策の優先順位に関する基本的な考え方

旧吉原小学校・旧実穀小学校ともに、増築棟校舎については、不特定多数が出入り可能である当施設の特性を踏まえ、利用者の安全性確保に係る修繕を最優先とし、事故の防止に努めます。

災害時には避難所となることから事業の推進において重要となる衛生的で安全快適な空間を優先的に確保するよう計画的に修繕を行います。

旧吉原小学校・旧実穀小学校ともに、旧校舎については、民間活用の可能性を探りながら、必要な対策を図っていきます。

4-5．旧吉原小学校における対策の優先順位

対策の優先順位を設定するため、前述の基本的な考え方に基づき「重要度」を評価します。

また、中長期保全計画に基づいた計画的な修繕を行う項目と、事後保全により経常的な維持修繕費で対応可能な項目を「計画／事後」の欄で整理します。

これら重要度や施設の状態を踏まえ、「対策の優先順位」を高・中・低の３段階で設定します。

項目	評価	施設の状態			計画/事後	優先順位	備考
	重要度	耐用年数	修繕履歴	耐用年数残年数			
建築　構造	高	旧：60 新：80	未	旧：12 新：42	計画	高	
建築　屋根	中	30	未	旧：超過 18 新：30	計画	中	
建築　外部	中	15	未	旧：超過 33 新：15	計画	中	
建築　建具	低	30	未	旧：超過 18 新：30	計画	低	
建築　内部仕上	低	30	未	旧：超過 18 新：30	計画	低	
電気　受変電	高	30	未	新旧：30	計画	高	
電気　電力	中	25	未	旧：超過 23 新：25	計画	中	
電気　通信･情報	低	20	未	旧：超過 28 新：20	計画	低	
電気　通信･情報(防災)	高	20	未	旧：超過 28 新：20	計画	高	
機械　空調設備	低	20	未	旧：超過 28 新：20	計画	低	
機械　換気設備	低	30	未	旧：超過 18 新：30	計画	低	
機械　給排水設備	中	30	未	旧：超過 18 新：30	計画	中	
機械　衛生設備	中	30	未	旧：超過 18 新：30	計画	中	
機械　消火設備	高	30	未	旧：超過 18 新：30	計画	高	

※耐用年数残年数の旧は旧校舎，新は増築棟校舎を示すもので、優先順位は増築棟校舎での順位付けとしています。

※耐用年数の超過している項目の修繕に関する考え方

本計画の策定時点において更新周期を超過している項目については、上記の優先順位に基づき、今後 10 年間を目安に平準化した上で計画的に修繕を行うよう中長期保全計画に載せるものとします。最終的には、毎年度策定する 3 か年実施計画の中で、他施設の修繕事業と合わせて実施年度を調整することとなります。

4-6．旧実穀小学校における対策の優先順位

項目	評価	施設の状態			計画/事後	優先順位	備考
	重要度	耐用年数	修繕履歴	耐用年数残年数			
建築　構造	高	60	未	旧：18 新：24	計画	中	
建築　屋根	中	30	未	旧：超過 12 新：超過 6	計画	中	
建築　外部	中	15	未	旧：超過 27 新：超過 21	計画	高	
建築　建具	低	30	未	旧：超過 12 新：超過 6	計画	低	
建築　内部仕上	低	30	未	旧：超過 12 新：超過 6	計画	低	
電気　受変電	高	30	未	旧：超過 12 新：超過 6	計画	低	
電気　電力	中	25	未	旧：超過 17 新：超過 11	計画	中	
電気　通信･情報	低	20	未	旧：超過 22 新：超過 16	計画	低	
電気　通信･情報(防災)	高	20	未	旧：超過 22 新：超過 16	計画	高	
機械　空調設備	低	15	未	旧：超過 27 新：超過 21	計画	高	
機械　換気設備	低	30	未	旧：超過 12 新：超過 6	計画	低	
機械　給排水設備	中	30	未	旧：超過 12 新：超過 6	計画	高	
機械　衛生設備	中	30	未	旧：超過 12 新：超過 6	計画	中	
機械　消火設備	高	30	未	旧：超過 12 新：超過 6	計画	中	

※耐用年数残年数の旧は旧校舎，新は増築棟校舎を示すもので、優先順位は増築棟校舎での順位付けとしています。

※耐用年数の超過している項目の修繕に関する考え方

本計画の策定時点において更新周期を超過している項目については、上記の優先順位に基づき、今後 10 年間を目安に平準化した上で計画的に修繕を行うよう中長期保全計画に載せるものとします。最終的には、毎年度策定する 3 か年実施計画の中で、他施設の修繕事業と合わせて実施年度を調整することとなります。

4-7．対策の内容・実施時期・費用

旧吉原小学校・旧実穀小学校ともに、増築棟校舎の営繕については、別紙中長期保全計画の通り実施していくこととします。

なお、実施にあたっては、毎年度策定する 3 か年実施計画の中で、他施設の修繕事業と合わせて実施年度を調整した上で予算化します。

旧吉原小学校・旧実穀小学校ともに、旧校舎については、民間活用の可能性を探りながら、必要な対策を図っていきます。

問い合わせ
阿見町 町長公室 政策企画課
〒300-0392　茨城県稲敷郡阿見町中央 1-1-1
電話：029-888-1111